

## 平成23年第3回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

平成23年9月27日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第55号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について
- 第5 議案第56号 財産の処分について
- 第6 議案第57号 農業用施設災害復旧事業の施行について

○出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	林秀貴君
企画財政課長	森谷清和君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	伊田彰君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	山田日出夫君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
監査委員	山田穂君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局主任	小林央君
---------	------

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成23年第3回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 安藤議会運営委員長から本日の議会運営について、報告を願います。

○議会運営委員長（安藤義昭君） おはようございます。それでは、議長のご指示がありましたので、議会運営委員会からの報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成23年第3回臨時会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会において、町長から提出されている議案は3件であります。

なお、本臨時会の冒頭、町長から行政報告を受けることになっております。行政報告に関しては1件であります。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

これをもちまして、議会運営員委員会からの報告を終了させていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ご苦勞様でした。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長、谷本農業委員会会長、仁木選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

さらに、議会事務局長が検査入院のため、欠席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

私から諸般の報告を申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が3件であります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、10番、上原豊茂君、2番、佐藤静基君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回臨時町議会を招集申し上げたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算案についてであります。311万6千円の追加補正を提案させていただきます。

その主な内容につきましては、総務費では、寄付金に伴う地域活性化基金への積み立て。

また、町有林の生産物受入により、材積量が当初予定より増えたことによる委託料の追加。

民生費では、温泉保養センターの経年劣化による非常用放送防災アンプ取り替えのための修繕費の追加。

商工費では、本年度より制度を開始した「住環境リフォーム促進事業」が、予定した事業量を超えることから、町補助金の追加を提案させていただきます。

次に、町有林素材販売については「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、予定価格が700万円以上の動産の売り払いに関して議会の議決を求めるものでございます。

次に、9月2日の大雨により被災を受けた紅葉川の災害復旧費については、先の定例議会で補正予算が議決されているところですが、今回、農林水産業施設災害復旧事業の申請にあたり、議会の議決を必要とすることから「農業用施設災害復旧事業の施行について」提案させていただきます。

以上、議案3件の提案させていただきますので、詳細につきましては、各担当課

長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたしまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

町内で発生した死亡事故についてでございます。ご存じのとおり9月18日午後2時頃、若葉町で発生した死亡交通事故について、ご報告申し上げます。

主要道道北見白糠線と町道南12線の交差点において、道道北見白糠線を北進する大型トラックと町道南12線を置戸町方面から東側に進む乗用車が出合い頭に衝突し、乗用車を運転していた美幌町在住の79歳の女性と同乗の北見市在住の75歳の女性お二人の尊い命が犠牲となりました。町民が一丸となって交通安全運動を推進している中での痛ましい死亡事故となりました。

事故直後には、消防や警察が到着するまで、現場に居合わせた町民の方々が危険をかえりみず、懸命な救命活動にあたっていただきましたが、大変残念な結果となってしまいました。亡くなられましたお二人のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、救助にあたられた方々には深く感謝を申し上げるものでございます。

このような悲惨な交通事故による犠牲者を出さないため、緊急な事態であると痛感し、9月21日には、町民の交通安全に対する意識の高揚を図ることと交通事故のない町をつくる新たなスタートを切るため「交通事故抑止住民大会」を開催いたしました。

また、近日中には、事故現場で道路管理者の町やオホーツク総合振興局網走建設管理部と北見警察署などの関係者による道路診断を実施し、具体的な安全対策の検討を行う予定としております。

この痛ましい死亡事故の発生により、平成18年10月17日から続いていました死亡交通事故は、1,806日でストップしました。しかし「交通事故死ゼロの日 毎日」の精神はストップすることなく、この日を契機に全住民とともに新たな気持ちで死亡交通事故の根絶に向けて取り組んでまいりたい決意でございます。

今後におきましても、警察をはじめ関係機関とも連携して交通安全運動を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、町内で発生した死亡交通事故についての行政報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。北見白糠線と南12号線との事故の関係ですが、これは以前に確か信号設置などのような論議をした経過もあると思うのですが、今後についての対策などをもう少し具体的に何かあればお伺いしたいと思います。例えば、信号設置等の考えがあるのか、ないのかも含めてお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおりこの交差点につきましては、平成18年4月20日の銀河線廃止から、北見警察署へ毎年要請をしているところでございます。9月6日も私と交通安全担当職員と2人で北見警察署に出向き、要請書を手渡したところでございます。この交差点ともう1カ所は、東幸町の一灯点滅式信号機が、元の診療所の交差点に

設置されていますが、そこについても同じように3灯式の信号機をお願いしたい。もちろん遠藤商店の交差点についても、3灯式信号機を何としてもお願いしたいという要請をしたところでございますが、その約2週間後にこのような事故が起きてしまったのであります。警察当局でも、お気持ちは十分わかる。しかし、交通量と訓子府町の人口規模、しかもあの道路形態の状況では、極めて難しいとの結論でございました。ただ、私から申し上げましたが、現時点では、例えば、平成26年から平成28年にかけて、高規格道路が北見一小利別まで完成予定であり、訓子府インターからその北見白糠線に下りてくる状況の中で、交通量がやはり増えてくると考えた時には、やはり3灯式信号機の設置が必要だとお話をさせていただいたところ、その点については、新しい状況として、今後、前向きに検討させていただくと回答書を岩橋警察署長からいただいているところでございますし、さらに蛇足でございしますが、状況によっては、私は道警本部に直接要請に行くことも構わないと。何とかお力添えをいただきたいとお願い申し上げているところでございますし、このような事故があったことでございますから、さらに関係機関への要請活動を強めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。この道路につきましては、今までも何度も町長に一般質問をしたり、いろいろな経過があり、危険であることを住民も皆認識していた中で、起こってはならない事故が起きてしまいました。そして、今まで町長も道警や公安に行ったりし、かなりご努力なされていることは十分承知しております。ただ、今いろいろな経過とこれからのこともありますが、近日中に道路診断が行われるということですが、その中でどのような判断がされるかどうかは分かりませんが、今、国や道警が動いてくれない場合、町として、独自にいろいろな対応ができる部分もあると思います。

また、道路診断を受けてからになるかと思いますが、進まない場合、町として独自の速度制限は難しいですが、そういういろいろな対策も考えていけるとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 行政報告で申し上げたように近日中ということでしたが、実は今朝、警察から報告があり、9月29日に先ほど申し上げた道路管理者である町とオホーツク総合振興局網走建設管理部と北見警察署で、現場において道路診断を行い、その時に事故の原因などを調べながら、それぞれ道路で交通安全の具体的な方策が、その時に話し合われることと思われまます。それによって、町としてできるものは、もちろん積極的に行う予定としておりますが、町独自であれば、道路構造的な問題もあると思いますが、交通安全のマナーやモラルも非常に大事な部分と思われまますし、今回の事故を受けまして、10月号広報に緊急的な事故に対する交通安全推進の緊急チラシを配布する予定でありますし、今後もそのような啓発を行いながら、事故の多くは交差点で起きていることで、一時停止や左右確認の徹底を今後も交通安全推進のために啓発していきたいと思われまますので、ご理解いただきたいと思われまます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第55号、議案第56号、議案第57号

○議長（橋本憲治君） この際、次に、日程第4、議案第55号、日程第5、議案第56号、日程第6、議案第57号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第55号から順次説明を願います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の提案説明を申し上げます。

まず、第1条では、311万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ42億9,302万4千円とするものでございます。

2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりですが、これについては、ご覧いただくこととしまして、3ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきたいと思います。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

これは、収入になりますが、一番上の表、16款、1項、2目の総務費指定寄付金100万円でございますが、これにつきましては、前回の第3回定例議会の中で行政報告においても説明いたしました。その寄付の3件のうち、東幸町の佐藤忠義様からの分の1件が、前回の議案に間に合わなかったことで、今回、提案させていただいたものでございます。

次に、下の表になりますが、17款、1項、1目の財政調整基金の繰入金につきましては、今回の補正に伴いまして財源調整を行うものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

一番上の表になりますが、2款、1項、1目、一般管理費の各種基金積立金100万円につきましては、ただいま、ご説明いたしました収入における寄付金100万円を地域活性化基金に積み立てするものでございます。同じく、その下の4目、公有林管理費の委託料40万1千円につきましては、当初、町有林の皆伐事業で契約しておりました材積1,670<sup>m</sup>が受け入れの結果、材積が1,743<sup>m</sup>に増えたことから、その増額分の73<sup>m</sup>分の契約変更を行うものでございます。

次に、真ん中の表になります。3款、1項、3目、温泉保養センター費の需用費61万5千円につきましては、非常用放送防災機器が経年劣化により、使用不能となったことから、急きょ取り替え修繕を行うことになったものでございます。

次に、下の表になります。7款、1項、2目、商工業振興費の負担金、補助及び交付金の110万円につきましては、本年4月から繰越事業で実施しております住環境リフォーム促進事業の申し込みが、当初25戸の500万円から、現時点で40戸の550万円に増えたことに加えまして、さらに今後、3戸の新規申請が見込まれることから、これらの不足分を補正するものでございます。

最後に、別に配付しております資料1、財政調整基金及び特定目的金の保有状況の表をご覧いただきたいと思います。今回の補正後の一般会計基金保有見込額につきましては

は、右側の下から5段目にありますように、30億8,213万1千円となっております。

以上、平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)の内容について、説明させていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第56号をお願いいたします。

農林商工課長。

○農林商工課長(佐藤正好君) 議案第56号の提案説明を申し上げます。議案書5ページをご覧ください。

議案第56号 財産の処分について。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、事業名につきましては、町有林生産素材販売でございます。本件につきましては、当初予算で計上しておりました弥生町有林36林班の93小班から97小班と北見市西相内に所在する32林班の31小班と34小班を合わせた5,16haの皆伐材と32林班40小班、0,72haの間伐材を加えた素材販売でございます。

処分の相手方につきましては、5社による入札の結果、株式会社遠藤組、代表取締役遠藤耐蔵氏となっております。契約金額は、1,450万円でございます。

なお、予定価格につきましては、1,120万7千円でございます。

樹種別の材積につきましては、カラマツが1,151,404m<sup>3</sup>、トドマツが587,078m<sup>3</sup>、シラカバが25,128m<sup>3</sup>、雑木が55,809m<sup>3</sup>の合わせて、1,819,419m<sup>3</sup>でございます。

参考までに用途別で申し上げますとカラマツについては、約1,020m<sup>3</sup>が用材、残り約131m<sup>3</sup>がパルプ材となっております。トドマツについては、約424m<sup>3</sup>が用材、残り約163m<sup>3</sup>がパルプ材となっております。なお、シラカバと雑木につきましては、全てパルプ材でございます。

以上、議案第56号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、議案第57号の説明を願います。

農林商工課業務監。

○農林商工課業務監(村口鉄哉君) 議案第57号の提案説明をさせていただきます。議案書の6ページをお開きください。

議案第57号 農業用施設災害復旧事業の施行について。

農業用施設災害復旧事業(排水路)の施行について、土地改良法第96条の4で準用する同法第49条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

その災害事業の内容は、記以下で説明させていただきます。

1、実施地区、事業量及び事業費について、地区名につきましては、北栄、事業量、排水路延長が358m、事業費が2千万円でございます。

2、事業費の区分の予定についてであります。国庫負担予定額としまして、補助率65%、負担額は、1,300万円、残り地元負担予定額としまして、残りの35%、負担額

700万円であります。

なお、地元負担の予定基準についてですが、本事業にかかる地元負担額の100%、700万円を訓子府町が負担するものとするものであります。

4、その他、本事業の実施にあたり、計画変更及び単価改定等により事業量、事業費が変更されることがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、農業用施設災害復旧事業の施行について、議決を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第55号から議案第57号までの提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第55号、議案第56号、議案第57号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思います。

最初に、議案第55号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

6番、安藤義昭君。

○6番（安藤義昭君） 休憩をとってください。

○議長（橋本憲治君） 休憩をしたいと思います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

説明の中で、第1条の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれという部分が抜け、最初から311万6千円を追加し、という文章から入っていたことで、最初の部分を入れることで訂正してください。そこからスタートしたいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 大変失礼いたしました。それではもう一度、部分的なものになりますが、1条だけ読み上げたいと思います。

「既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,302万4千円とする」に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） それでは、議案第55号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。4ページをお願いいたします。この3款の民生費の中で、温泉保養センターの修繕費で、防災アンプがトラブルを起こしたことで、61万5千円の補正が出た訳ですが、もう少しこの内容についてお聞きしたいのですが、トラブルの要素として、どのようなものが上げられるのか。

よく機械のことはわからないのですが、修繕するのか、取り替えるのか、修繕すると言ったので修理すると思いますが、そのことの説明をお願いします。

それから、地元業者でできる内容のものなのか伺いたと思います。

次に、下段の商工振興費の中で、500万円の当初予算が、現状で50万円オーバーした。それから今後3件くらいが予想されるので、それを含め、110万円の追加ということですが、今年度は3月いっぱいまである訳ですが、この110万円は、現状の43戸分なのか、それともさらに今後、5戸、6戸と出た場合の追加を考えての予測している数字なのか、その辺の見解を伺いたと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、温泉保養センターの修繕料の内容についてでございます。温泉保養センターにつきましては、コンピュータ制御されております非常用放送設備でございます。温泉保養センター建設当時、平成2年から20年経過していることで、経年劣化によるアンプ内蔵コンピュータの操作管理不能。それと警報、雑音、停止不能、音声発信不能により、放送設備そのものを修繕するのではなく、あくまでも取り替え修繕でございます。

場所になりますが、パネル的な操作盤みたいなもので、横46cm、縦67cmございまして、フロント壁面に据え付けるタイプのものでございます。

地元業者でできるのかということでございますが、地元業者で修繕を行うことでございます。

それと2点目の住環境リフォーム促進事業補助金の関係でございますが、今回、今のところ40件であり、実際に具体的な相談にみえていらっしゃる方がおりまして、その分を含め、見込額としては、550万円でございます。

さらに、これから特に、農家の方が、農閑期に入ってからからの屋内修繕が見込まれることで、商工会と協議しまして、とりあえず3件程度は可能性があると見込んであるということでございます。

今回、来月号広報に折り込みし、周知しているところですが、今後、住環境リフォームを申請する方については、11月末までに申し込みくださいと町民の方に周知してございますので、その時点で、およそ今年度の事業費が確定する。その状況をみまして、場合によっては、12月定例議会でまた追加することもあり得るということで、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。今、佐藤議員から質問のあった住環境リフォーム促進事業の関係ですが、年度末になると3月31日までが期限と思うのですが、これは今後において、例えば、継続するかどうか。無限に申請があっても対応するののかの問題もあると思いますし、もし、安定的に継続するのであれば、ある程度金額を決め、後は次年度にするという方法もあるのではないかと思います。また、一気に対応してしまうと来年、申請が少ないような結果になるのはいかがなものかと思いますので、その点についてお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、住環境リフォーム促進事業の関係でお尋ねをいただきました。今回追加補正した部分は、この事業は、3月末までに事業が完了し、当然、支払いも終わっているものに対し、商工会から商品券が交付されることになってござ

います。また、次年度以降の見込みのお尋ねでございますが、先の定例会で工藤議員からもお尋ねをいただきました。その中で町長は、来年度も実施したいと明確にお答えしておりますので、今後、そのような方向で調整させていただく。ただ、あくまでも年度単位での補助金でございますので、3月末までの分については、今年度予算で措置させていただくことで、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の質疑を行います。

議案書5ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。財産の処分のいわゆる町有林の生産素材販売について、若干聞きたいのですが、これは、売払い材積が増えたことで、契約金額が予定価格を上回ったとの理解で良いかと思うのですが、現在の市況そのものがどのような状況になっているのかをお伺いしたいことが1点です。

もう1つ、カラマツ並びにトドマツ、あるいはシラカバなどのm<sup>3</sup>当たりの単価は、割り返せば出てくると思うのですが、単価がどのようになっているのか。市況との絡みもあわせて聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後に向けてと今後の市況はどのようになっているのかも分かっている範囲でよろしいので、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、1点目の市況についてでございます。今回、入札にあたりまして、予定価格を設定する8月24日時点で、公表されている市況をもとに計算をさせていただきます。大きくは昨年とあまり大きな変動のない状況にはなっております。

3点目にお尋ねいただいた今後の状況ですが、現状は、非常に先行き不透明であり、具体的に申し上げられるものを持ち合わせておりませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

樹種別の価格になりますが、これは樹種。あるいは用途が、用材かパルプ材。あるいは材長が、1m90cmか、3mか、3m65cmか、2m40cm。それと径級の太さによって、それぞれ単価が変わってきてございます。

トドマツで申し上げますと用材で材長が1m90cmの径級22cmが6,800

円、24 cmから28 cmが7, 200円、30 cm超が7, 600円。

同じく、トドマツの用材で材長3mの径級8 cmから12 cmが4, 640円、13 cmが4, 800円。

それと材長が3m65 cmで径級13 cmから14 cmが5, 600円、16 cmから20 cmが7, 600円、22 cmから24 cmが8, 400円。

トドマツのパルプで材長2m40 cmの径級、5 cm以上が2, 600円。

次に、カラマツの用材で、材長1m90 cmの径級20 cmが6, 000円、22 cmが6, 800円、24 cmから28 cmが7, 200円、30 cmを超えるものが7, 600円。

それと材長2m20 cmの径級、12 cmから14 cmが4, 000円、16 cmから20 cmが5, 600円、22 cmから24 cmが6, 400円。

材長3mの径級8 cmから11 cmが4, 640円、12 cmから14 cmが4, 800円。

材長3m65 cmの径級13 cmから14 cmが5, 600円、16 cmから20 cmが7, 600円、22 cmから24 cmが8, 400円。

パルプにつきましては、材長2m等の径級7 cm超が2, 600円。

シラカバにつきましては、これはパルプでございますが2, 600円。

雑木についても同じく2, 600円であり、その時点での市況をもとにした価格でございます。実際の入札価格を見ますと900万円台から1, 400万円台までの開きはございますので、業者が抱えている取引先との関係で、価格は決定されるものにご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今、詳しい単価のことは分かりました。今回、カラマツ、トドマツは、主に用材として、活用が非常に多くを占めている訳ですが、カラマツ、トドマツの樹齢といいますか、何年製のものが主なものか、分かれば教えてください。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 大変申し訳ございません。手持ちの資料がございませんので、今お答えできないのですが、ただ、いずれにしましても町有林施業計画に基づいて、年次的に伐期の来たものから伐採しているため、50年程度はたっているとご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番(山本朝英君) 9番、山本です。この災害事業は、紅葉川と思うのですが、国庫負担が65%、地元負担が35%なのですが、その説明の後に町が100万円を負担すると聞こえたのですが、その内容と残については、例えば、過疎債を使えるのかどうか、もう少し詳しく説明していただきたい。

○議長(橋本憲治君) 地方負担35%に対する負担額は、100万円ではなく、町の負担率が100%の意味です。

○9番(山本朝英君) 地方負担の35%に対する町の負担率が100%の意味からすると過疎債は該当にはならないのか。

○議長(橋本憲治君) 企画財政課長。

○企画財政課長(森谷清和君) ただいまの起債関係ですが、過疎債ではなく、補助災害復旧事業債という起債になりますので、ご理解願います。また、今年度の交付税措置として、95%措置されるものでございます。

○議長(橋本憲治君) ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長(橋本憲治君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成23年第3回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時19分